

委託番号 DK1271-02 (〇〇市が設定した業務番号)

平成 27 年度 防災・安全交付金
〇〇市 道路橋定期点検業務委託

業務計画書

※市町村提出用と連絡協議会提出用は同じ様式とする

平成 27 年 5 月

〇〇市

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会

株式会社 △△コンサルタント

目 次

§1. 業務概要	1
1-1. 業務の目的	1
1-2. 業務概要	1
1-3. 位置図	2
§2. 業務項目	5
§3. 業務手順および実施方法.....	6
3-1. 調査条件	6
3-2. 貸与資料	6
3-3. 業務フローチャート.....	7
3-4. 実施方法	8
3-5. 打合せ計画	11
3-6. 照査計画	12
§4. 実施体制	13
4-1. 担当技術者	13
3-2. 設計実施場所	13
§5. 作業実施工程表	14
5-1. 業務工程表	14
§6. 安全管理	15
§7. 成果物の内容、部数.....	16
7-1. 成果品の提出	16
7-2. 報告書の様式	16

§ 1.業務概要

1-1.業務の目的

本業務は、横手市が管理する橋梁について橋梁点検を実施し、劣化・損傷状況を把握することにより、耐荷力・耐久性の診断と適正な維持管理を行うための資料を得ることを目的とする。

1-2.業務概要

- 1) 業務名 : 委託番号 DK1271-02
平成 27 年度 防災・安全交付金 横手市 道路橋定期点検業務委託
- 2) 業務委託料 : ~~¥ (うち取引に係る消費税額 ¥)~~
※ 市町村への提出用のみ技術センターが金額記載する
- 3) 業務場所 : ○○市全域
- 4) 工期 : 平成 27 年 4 月 30 日～平成 27 年 10 月 29 日
(※市町村との契約工期)
- 5) 数量 : N=93 橋
- 6) 発注者 : ○○市
- 7) 受注者 : 市町村橋梁等長寿命化連絡協議会
- 8) 点検会社 : 株式会社 △△コンサルタント
秋田県秋田市山王六丁目 0 番 0 0 号
TEL : 018-863-7121
FAX : 018-865-1794
管理技術者 : 秋田一郎 (資格等記載)
照査技術者 : 秋田三郎

1-3.位置図

§2.業務項目

工 種	種 別	単 位	数 量
	道路橋定期点検		
	計画準備 橋長 50m 未満	橋	91
	計画準備 橋長 50m 以上 150m 未満	橋	2
	橋梁一般図作成	橋	93
	橋梁点検 (橋梁点検車) 400 m ² 以下	橋	91
	橋梁点検 (橋梁点検車) 400 m ² 超	橋	2
	橋梁点検 (徒歩・ハシゴ併用)	橋	0
	国交省報告書作成	橋	93
	報告書作成【市町村用】 橋長 50m 未満	橋	91
	報告書作成【市町村用】 橋長 50m 以上 150m 未満	橋	2
	打合せ協議	回	3

§ 3.業務手順および実施方法

3-1.調査条件

橋梁点検は以下の図書および基準書に準拠して実施する。

- ①「道路橋に関する基礎データ収集要領(案)」平成19年4月

国土交通省 国土技術政策総合研究所

- ②「道路橋定期点検要領」平成26年6月

国土交通省 道路局

- ③その他関係図書

- ・道路施設点検業務の電子納品手引き(案) 平成27年6月

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会

- ・参考資料 各点検調書及び属性集計表(提出用)の入力方法(案)共通編 平成27年6月

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会

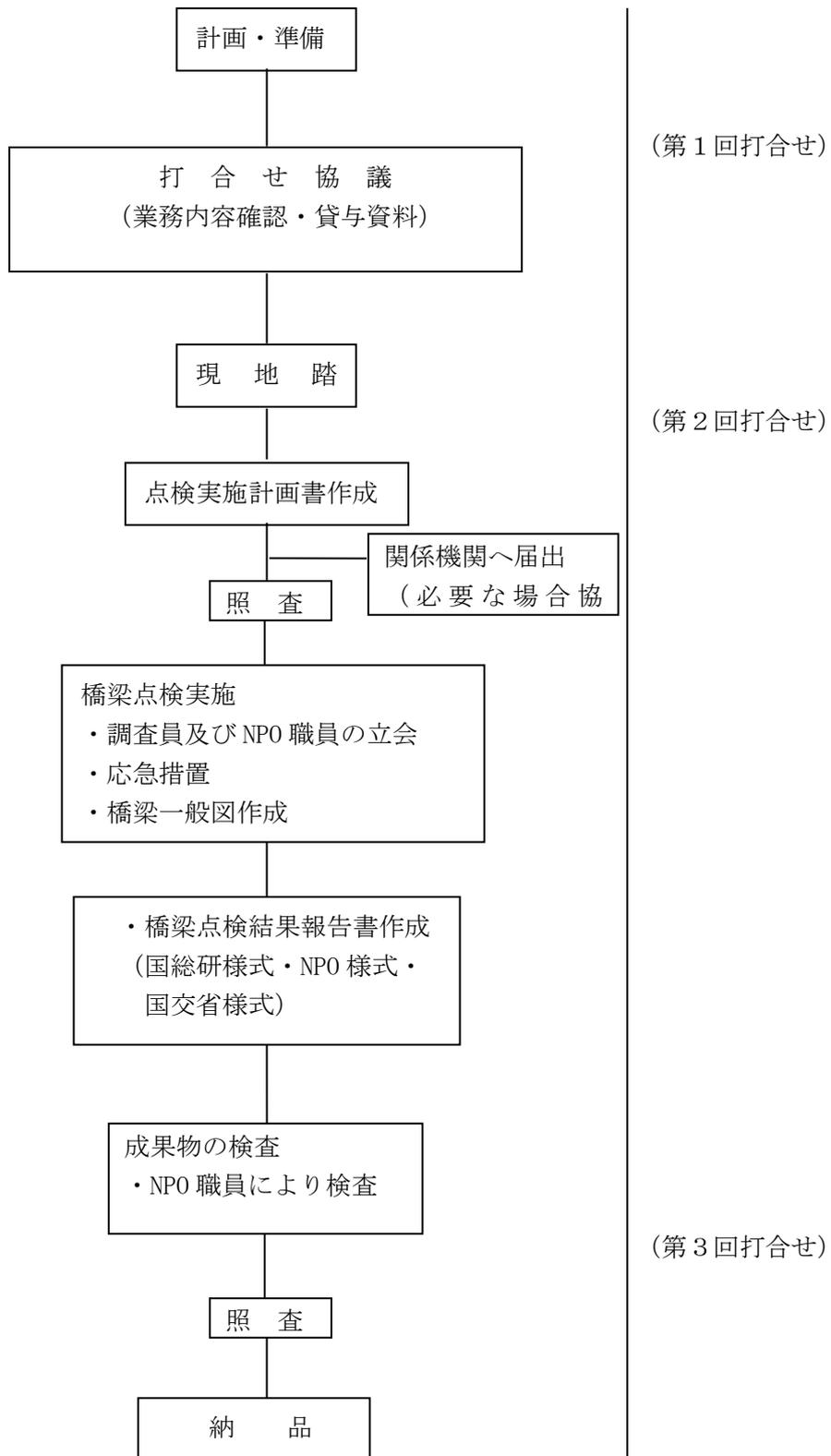
- ・参考資料 各点検調書及び属性集計表(提出用)の入力方法(案)橋梁編 平成27年6月

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会

3-2.貸与資料

- ① 橋梁台帳 一式
② 前回点検橋梁データ 7橋
③ 位置図

3-3.業務フローチャート



3-4.実施方法

(1)計画・準備

1) 資料収集・整理

必要資料を収集するほか、既往損傷図の確認や加工等を行う。なお、初回点検の場合は、損傷図の下図作成を含むものとする。

2) 現地踏査

現地に赴き対象施設の損傷程度を把握するほか、周辺環境、交通規制の要否、近接方法等の概況調査をするとともに、記録整理をする。

現地踏査終了後、下記に事項について現地踏査報告書を作成する。

①数量表（当初計画と踏査結果を対比したもの）

②安全管理体制

③上記を説明する橋梁ごとの調査記録

3) 各種計画書作成

業務計画書作成のほか、現地踏査報告書に基づき、下記の事項について実施計画書を作成し、速やかに調査職員提出するものとする。

① 業務内容

② 業務手順及び実施方法

③ 実施体制

④ 作業実施工程表

⑤ 仮設備計画

⑥ 使用機械

⑦ 安全管理計画（交通規制含む）

⑧ 点検数量表

⑨ 連絡体制（緊急時含む）

⑩ その他調査員が必要と認めたもの

4) 関係機関協議資料作成

橋梁点検車使用の場合は警察署に道路使用許可申請書の届出をする。

(2)橋梁一般図作成

必要に応じて、収集した資料及び現地計測を実施することにより橋梁一般図の作成を行うものである。

(3)橋梁点検

業務実施に際しては、下記1)～5)に示すとおりとする。

1) 近接目視点検

設計図書に基づき徒歩（梯子併用）または橋梁点検車を利用し、原則として近接目視によるものとする。また、必要に応じて触診や打音検査等、機械・器具を用いて点検を行うものとする。

※機械・器具とは、テストハンマー、スチールテープ、ノギス、ワイヤーブラシ、クラックゲージ等である。

2) 点検の内容、損傷の評価

点検及び損傷の評価については、基本的に基礎データ収集要領（案）（国土交通省国土技術政策総合研究所）により行うものとする。

道路橋定期点検要領（国土交通省道路局）は補足的に活用するものとする。

3) 点検の記録

記録については、道路橋に関する基礎データ収集要領（案）（国土交通省国土技術政策総合研究所）に基づき作成するものとし、径間ごとに損傷の位置が特定できるようにすること。

その記録の中から抽出し、道路橋定期点検要領（国土交通省道路局）の道路橋点検記録様式（1～2）と市町村橋梁等長寿命化連絡協議会で作成した橋梁点検記録様式（1～4）を別途作成すること。

なお、一般図がない場合は、簡略化した図面を作成すること。

4) 調査員及びNPO職員の立会

点検実施橋梁数の10%程度について、調査員とNPO（秋田道路維持支援センター）職員が立ち会いし、現地における技術指導を行うこととする。

立会実施橋梁は点検車利用での橋梁を主とし、橋梁点検実施計画書④実施工程表中に立会予定を記入すること。

なお、緊急対策が必要な劣化・損傷及び著しい劣化・損傷（部材単位の診断：Ⅳ（緊急措置段階））を発見したときは、速やかに調査員に報告し、立会を求めること。

5) 応急措置

第三者被害が予想される劣化・損傷が認められる箇所は、応急措置を行うこと。剥離した塗膜やコンクリートの叩き落とし、緩んだナットの締め直し、落下の恐れがある部材等の撤去等、点検で携行できる器具によって対応可能な範囲で実施すること。その際は、措置前後の状況を写真等で記録しておくものとする。

応急措置により発生した剥離片、コンクリート殻、撤去品等の運搬・処分については調査員と別途協議するものとする。また、剥離やうきの範囲が広い場合やPC桁等を叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれる恐れがある場合は、調査員と協議するものとする。

(4) 点検資料整理

現地で得られた資料を内業で整理するものであり、写真及び点検記録の整理とりまとめを行うものである。

(5) 成果物の検査

市町村橋梁等長寿命化連絡協議会で定めた橋梁点検記録様式-1～4を作成後、点検実施橋梁全数において、NPO職員の検査を受けるものとする。

NPOの検査終了後、NPOが作成する検査報告書を添付のうえ、成果本を納入のこと。

(6) 点検結果報告書作成

1) 報告書作成（国総研様式）

道路橋に関する基礎データ収集要領(案)（国土交通省国土技術政策総合研究所）をベースにした報告書作成業務であり、橋梁諸元の確認・追加・修正、点検結果のデータ処理、橋梁一般図の編集、橋梁点検調査表の作成、損傷図の作成、損傷写真等の編集を行う。

この定められた様式作成そのものが報告書作成となり、出力したものが報告書となる。

また、各橋梁の点検結果を照査・確認するとともに、現地踏査結果と点検結果を基に橋梁診断を行い、その結果を損傷の調査結果様式で径間ごとにまとめる。

報告書には、点検結果考察一覧表を作成すること。

その様式は任意とするが、点検結果の考察欄を設け、判定区分に対する所見の他、前回点検時からの劣化損傷の進行状況や点検時に気づいた事項、構造上あるいは安全上の所見、次回点検への申し送り事項、補修補強設計業務への申し送り事項などについて、記載すること。

また、緊急対策が必要な橋梁および詳細調査が必要な橋梁については、対策(調査)方法の提案を行い、対策(調査)項目、概算数量、概算費用、対策(調査)位置・範囲を取りまとめて報告書添付資料として提出すること。

2) 報告書作成（NPO様式）

「成果物の検査」としてNPOが検査することになっているが、その検査のための橋梁点検記録様式-1~4を別途作成すること。

なお、この様式は秋田道路維持支援センターが市町村向けに開発した道路施設点検データベースに登録する様式でもあるため、作成に当たっては、道路施設点検業務の電子納品手引き(案)および同参考資料を熟読のうえ、作成すること。

様式-2の措置履歴欄には、過去に補修した橋梁の補修履歴を基に措置年月日、措置後の判定区分、措置箇所等（措置箇所、工事内容、施工業者）を分かる範囲で記載すること。

様式-2の点検履歴欄の所見欄は、自由記載欄としても活用するものとし、判定区分に対する所見の他、前回点検時からの劣化損傷の進行状況や点検時に気づいた事項、構造上あるいは安全上の所見、次回点検時への申し送り事項、補修補強設計業務への申し送り事項などについて、記載すること。

3) 報告書作成（国交省様式）

国交省では、点検結果について道路橋定期点検要領に基づく所定の様式(別紙3 点検表記録様式 様式1(その1及びその2))により「秋田県道路メンテナンス会議」を通じて報告するように求めている。このため、基礎データ収集要領(案)（国土交通省国土技術政策総合研究所）で取りまとめた報告書を基に、当該様式について作成するものとする。

3-5.打合せ計画

回数	時期	内容	決定事項
1回	平成27年5月中旬	<ul style="list-style-type: none">・業務内容確認・調査方針・貸与資料の確認	<ul style="list-style-type: none">・業務方針
2回	平成27年7月上旬	<ul style="list-style-type: none">・現地踏査結果報告・点検実施計画書について・NPOの立会について	<ul style="list-style-type: none">・対象橋梁の確定・点検実施方法・NPO立会の橋梁及び日程
3回	平成27年10月下旬	<ul style="list-style-type: none">・提出物の確認・NPOによる成果物の検査	<ul style="list-style-type: none">・成果物納品

※尚、上記以外にも必要が生じた場合には適宜打ち合わせを行うものとする。

3-6.照査計画

業務の主要な区切りおよび成果品の納入前に、管理技術者、関係技術者により照査を行う。また、照査技術者による照査を下記により実施する。

- ・ 照査時期

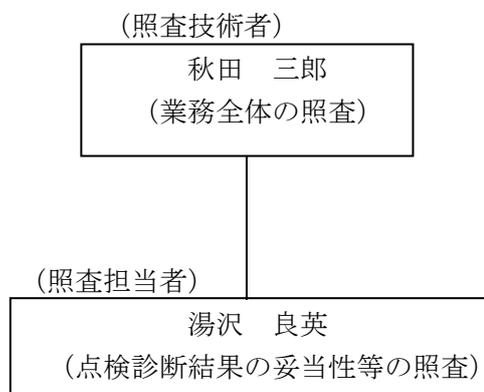
- ① 基本方針、調査実施方針の決定時
- ② 点検結果報告書作成後
- ③ 成果品納入前

- ・ 照査事項

- ① 現地踏査に基づいて作成した業務計画書が業務を遂行する上で適切な計画書になっているか。
- ② 調査内容に漏れがないか作業マニュアルとの整合性を照査する。
- ③ 診断書および報告書の記入が現地調査および点検結果との整合性を照査する。
- ④ 成果品の内容、部数が設計書と適合しているか。

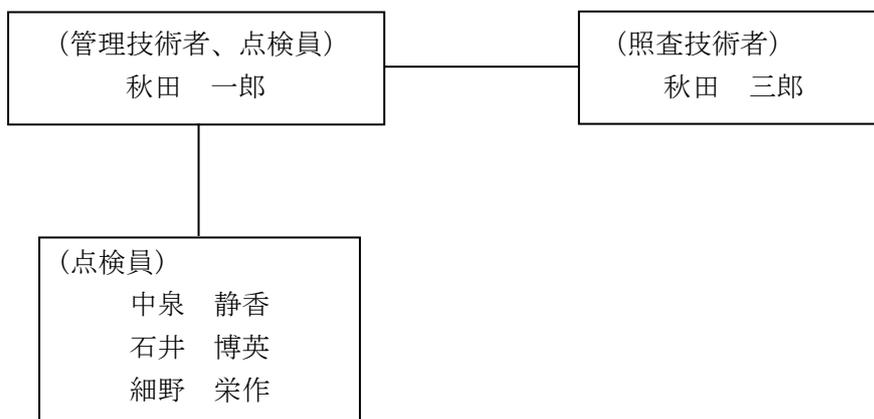
- ・ 第3者によるチェック

I S Oの品質システム帳票より、設計審査およびチェック実施シートで以下に示す体制で第3者によるチェックを実施する。



§ 4.実施体制

4-1.担当技術者



3-2.設計実施場所

〒010-0951 秋田市山王六丁目0番00号
株式会社 △△コンサルタント
TEL 018-863-7121(代表)
TEL 018-823-4823(直通)
FAX 018-865-1794

§ 5.作業実施工程表

工期 自) 平成 27 年 5 月 15 日
至) 平成 27 年 10 月 30 日

5-1.業務工程表

工程	5月		6月		7月		8月		9月		10月	
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
準備作業		—	—									
現地踏査			—									
実施計画書作成				—								
橋梁点検					—	—	—	—				
橋梁点検結果 報告書作成									—	—	—	—
納品												○
打合せ協議		○			○							○
照査計画					○						○	○
N P O の 検 査							—	—			—	—

対象橋梁数 N=93

§6.安全管理

(1)安全管理

現地作業における安全管理について、労働関係法令等の厳守および不安全な行動の防止ならびに災害防止の努力を行う。

1)作業時間

作業時間は午前9時00分より午後5時00分とする。

2)休憩時間

休憩時間は

10時00分～10時15分または11時00分～11時15分

12時00分～13時00分

15時00分～15時15分

とする。

3)服装および安全装備

作業員の服装は作業に適した服装とし、ヘルメット、安全帯、安全靴（ゴム長を含む）等必要な安全装置を着用させる。

4)機材の運搬

機材の運搬および集合解体時の車両の運転は、道路交通法規を遵守するとともに、地元車両を優先し安全運転に努める。

5)安全教育

調査を実施するに当たり、作業員には事前に十分な安全教育を実施する。

6)監視体制

点検車を使用する場合は、事前に監督員と打合せを行い、工事標識の設置と監視員の配置を決定する。

(2)作業中の安全対策

1)作業区域

作業区域は事前に監督員と打合せを行い、作業区域には絶対立ち入らないようにする。

2)使用機器の取り扱い

使用機器類は、事前に点検を行い安全な状態で作業にかかるものとする。

3)作業員の健康管理

作業時に作業員が身体の異常を感じた場合は、直ちに報告させ、適切な処置を行う。

§ 7. 成果物の内容、部数

7-1. 成果品の提出

成果品として、次のものを市町村ごとに提出するものとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 橋梁点検結果報告書（国総研様式調査結果含む）（A 4 製本） | 2 部 |
| (2) 協議会橋梁点検記録様式（A 4 製本） | 2 部 |
| (3) 国土交通省点検記録様式（A 4 製本） | 2 部 |
| (4) 橋梁点検結果報告書（国総研様式調査結果含む）（電子データ、CD-R） | 3 部 |
| (5) 協議会橋梁点検記録様式（電子データ、CD-R） | 3 部 |
| (6) 国土交通省点検表記録様式（電子データ、CD-R） | 3 部 |
| (7) 点検野帳（電子データ、CD-R） | 2 部 |
| (8) 上記の他「国土交通省電子納品運用ガイドライン等の秋田県運用事項」により作成する成果品 | |

7-2. 報告書の様式

報告書の様式及び形態の詳細は、次の通りとする。

(1) A 4 製本で提出する成果品

製本は、A 4 チューブファイルを用い、一連の報告書を合冊する。（厚くなった場合は分冊して差し支えない。）また、報告書ごとに中仕切りを入れ、インデックスを付けるものとする。

橋梁点検結果報告書と橋梁点検診断書は橋梁単位に取りまとめ、橋梁ごとに中仕切りを入れたうえで、橋梁名のインデックスを付ける。

点検野帳は製本にファイルする。

報告書の 1 ページ目には、橋梁点検総括表（別添）を添付すること。

(2) 電子データ、CD-R

電子データ媒体は CD-R とし、ラベル印刷を行うこと。

ただし、秋田県建設・工業技術センター所管の「土木施設保管管理システム」に提出データが全件登録でき、また正しく表示できるものとする。

正しく登録できない場合、「道路施設点検業務の電子納品手引き(案)」通り作成されていないことが考えられるので確認し、適宜修正を実施すること。